

京極町事業継続緊急支援金 申請受付要項

I 支援金の目的

京極町では、コロナ禍において原油価格や電気・ガス料金を含む物価高騰が続くなか、事業者の事業継続に向けた一助とするため、支援金を給付します。

II 申請要件

- 1 本支援金の対象者は、今後も事業を継続する意思があり、次のいずれかの要件を満たす方とします。
 - (1) 京極町商工会員
 - (2) 事業を行うに当たり必要な許認可等を取得の上、町内に事業所若しくは店舗を置き事業を営んでいる中小企業者等（社会福祉法人や医療法人等を含む）
 - (3) 町内に居住し町内で農業を営む者
 - (4) 町内に事務所を置き町内で農業を営む法人
- 2 次のいずれかに該当している場合は、本支援金を受給することができません。
 - (1) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に規定する「性風俗関連特殊営業」又は当該営業に係る「接待業務受託営業」を行う事業者
 - (2) 政治団体
 - (3) 宗教上の組織又は団体
 - (4) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下本項において「法」という。）第2条第1項第6号の暴力団員をいう。以下本項において同じ。）である場合
 - (5) 暴力団（法第2条第1項第2号の暴力団をいう。以下本項において同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与していると認められる場合
 - (6) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員の利用等をしたと認められる場合
 - (7) 事業者の代表者、役員又は使用人その他の従業員若しくは構成員が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められる場合
 - (8) 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められる場合
 - (9) 本支援金の趣旨や目的に照らして適当でないと町長が判断する者

Ⅲ 給付額

本支援金の給付額は事業者単位とし、次のとおりとします。

- 1 申請者が個人事業主の場合の給付額は、5万円とします。
- 2 申請者が法人の場合の給付額は、10万円とします。

ただし、京極町商工会員又は町内に本店を置く法人で次のいずれかに該当する場合は10万円を上乗せします。

- (1) 資本金等の額が1,000万円超から10億円未満の法人
- (2) 資本金等の額が1,000万円以下であって従業者数が10人以上の法人

Ⅳ 申請手続き等

- 1 申請に必要な書類等は、次のいずれかより入手することが出来ます。

- (1) 京極町公式ホームページよりダウンロード
(URL) <http://www.town-kyogoku.jp/shigoto-sangyou/keizoku/2538/>
- (2) 京極町商工会
- (3) ようてい農業協同組合京極支所

- 2 申請書類の提出

「別表」で規定する申請書類を提出してください。必要に応じて追加書類の提出及び説明を求めることがあります。なお、申請書類の返却はいたしません。

- 3 申請受付期間及び受付方法

- (1) 申請受付期間
令和4年12月21日（水）から令和5年2月28日（火）まで
- (2) 申請書類提出先
虻田郡京極町字京極527番地
京極町役場企画振興課

- 4 代理申請

申請書類は、京極町商工会及びようてい農業協同組合京極支所を通じて提出することができます。

- 5 支給の決定

申請書類を受理した後、その内容を審査の上、適正と認められる場合に支援金を支給します。審査の中で不明な点などがあれば、内容確認をさせていただくことがあります。その際、期日までに必要書類の提出がない場合等には、申請を取り下げたものと見なされる場合がありますので、ご注意願います。

- 6 通知等

申請書類の審査の結果、本支援金を支給する旨の決定をしたときは、後日、支給に関する通知を発送します。一方、申請書類の審査の結果、本支援金を支給しない旨の決定をしたときも、不支給に関して通知します。

Ⅴ その他

- 1 本支援金の支給決定後、申請要件に該当しない事実や不正等が発覚した場合、町は本支援金の支給決定を取り消します。既に支給済の場合は、申請者には支援金を返還していただきます。
- 2 申請書類に記載された情報を公的機関（税務当局・警察署・他市町村・保健所等）に提供する場合があります。
- 3 誓約書（様式2）に記載している全ての事項について誓約していただきます。
- 4 本要項に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定めます。

別表

申請書類について

- (1) 京極町事業継続緊急支援金申請書（別紙1）
申請者の印鑑が押印されているもの
- (2) 誓約・同意書（別紙2）
申請者の印鑑が押印されているもの
- (3) 営業の実態が確認できるもの（税務署の収受日付印が押印してあるもの）
電子申告の場合は、受信通知（申告結果完了通知）をあわせて提出して下さい
・直近の確定申告書の写し（個人の場合）
・直近の法人住民税申告書の写し（法人の場合）
- (4) 通帳の写し
口座名義人、口座番号、口座種別、金融機関名、支店名が分かるページの写し
「京極町休業協力・感染リスク低減支援金」「京極町持続化支援金」「京極町休業協力支援金」で申請した口座を指定する場合は、提出を省略することができます
- (5) その他町長が必要と認める書類